

平成27年度 事業計画

(自 平成27年4月1日 至 平成28年3月31日)

第一 基本方針

公益法人として3年目を迎える今年度も「法人会の基本方針」に則り、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織及び財政基盤の強化を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域社会の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組む。

第二 主な事業活動

1 税を巡る諸環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

(1) 税制改正への提言

我が国においては、現下の経済状況等を踏まえて、デフレ脱却・経済再生が最優先課題となっている。また東日本大震災の被害から復興も重要な課題である。

社会保障と税の一体改革関連法の一環として、昨年4月から消費税が8%に引き上げられるなど改革に向けての一步を踏み出したところがあるが、本年10月に予定されていた10%への引き上げは、個人消費の動向などを踏まえ、平成29年4月に延期された。引き続き、財政再建と持続可能な社会保障制度の構築が大きな課題となっている。

このほか、人口減少と超高齢化社会及びグローバル化の進展など、経済社会の構造変化にも対処していく必要がある。

こうした情勢を踏まえ、地域経済の担い手である中小企業の活性化に資する税制をはじめ、税のオピニオンリーダーとして我が国の将来を展望した建設的な提言に努める。

(2) 税の啓発活動・租税教育活動

税務研修会、租税教室、税に関する絵はがきコンクール、税の広報活動等を引き続き実施する。

特に次世代を担う児童生徒に税の仕組みなどを理解してもらうため、租税教育及び租税教室の一層の拡大・充実を図る。

青年部会ではこれまで実施している小学校の「租税教室への講師派遣」に加えて中学校の「租税教室への講師派遣」、女性部会では「税に関する絵はがきコンクール」に対する取り組みを重点施策と位置づけ積極的に推進する。

また、申告納税制度の一層の定着に資するため、消費税の「期限内納付」、e-Taxの利用推進、ダイレクト納付の推進に努める。

(3) 研修活動の充実

一般の企業及び市民、会員に対する税法・税務の知識の一層の普及啓発に努めることとし、各種の研修会、経営セミナー、講演会等を開催するとともに、研修内容に応じた有効な教材の作成配布を行う。

(4) 税に関する広報の充実

税知識の普及と啓発を目的とし、広報誌及びホームページ等各種媒体を利用して社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)やe-Tax・eLTAXの利用、税法の改正事項等を、広く一般の企業・市民・会員に時宜に適した情報を発信する。

2 地域の経済社会環境の整備改善等を図ることを目的とする事業

地域社会への貢献と、地域社会の健全な発展を目的とした講演会、酒まつり会場での清掃作業等を実施する。

また、社会貢献活動の一環として、「AED(自動体外式除細動器)」の公共施設等への寄贈を継続して実施する。

3 法人会活動を活性化することを目的とする事業

(1) 組織の強化・充実

イ 公益性拡大の観点から加入率60%以上を目標とし、金融機関・関係諸団体の協力を得ながら会員増強に努めるとともに、会員の退会防止にも努める。

ロ 年間を通じて会員増強に努めることとするが、特に9月から12月の4ヶ月間を、「会員増強月間」と定め、役員を中心に積極的な会員増強に取り組む。

(2) 広報活動の充実

法人会の知名度の向上、活動内容の周知等に加えて会員増強を図るため、会報誌「ほうゆう」やホームページ等広報活動の一層充実に取り組む。

(3) 青年部会・女性部会の充実

イ 青年部会

「青年部会のあり方(指針)」に沿って、「税の啓発」をはじめとする活動の充実を図る。

部会活動の大きな柱である「租税教室」への講師派遣、及び「部会員増強運動」については、今まで以上の積極的な取り組みを図る。

ロ 女性部会

「女性部のあり方(指針)」に沿って、法人会活動の充実・活性化に努める。

税の啓発活動の一環である、市内の全小学6年生を対象とした「税に関する絵はがきコンクール」を継続実施するとともに、内容の充実を図る。

(4) 法人会会員の福利厚生の上昇に資することを目的とする事業

イ 法人会の福利厚生制度を巡る環境は、全国的に改善しつつあるが、当会では、会員企業の保険に対する意識の変化もあり、楽観できない状況にある。

このような状況のもと、協力3社との連携を一層強化しつつ、福利厚生制度の円滑な運営と財政基盤の安定化のため、①経営者大型総合保障制度 ②ビジネスガード ③がん・医療保険制度の推進を中心とした活動を展開する。

特に、福利厚生制度の中核を占める経営者大型総合保障制度の推進にあたり、青年部会並び

に女性部会との連携を強化し、制度推進のための紹介運動及び青年部会を中心としたJタイプの加入促進運動を実施する。

なお、昨年9月から本格化した福利厚生制度収入「3年10億円」増収計画については、協力3社と連携し、当会としてもその推進を図る。

ロ 支部別新規加入企業の目標設定及び表彰

目標件数を14社とし、支部別の目標は会員数（27年3月末）を基準として設定し、目標を達成した支部には感謝状及び報奨金を贈呈する。

(5)その他

平成26年7月に西条税務署管内の税務関係8団体で設立された西条税務署管内税務協力団体連絡協議会が行う諸事業に、積極的に協力・参加するとともに他団体との交流を図っていくこととする。